

全産連労災発生情報 No.202301-2 「廃材をベルトコンベヤーに搬入していたところ、転倒し、破碎機に巻き込まれ死亡」

【概要】

廃材をベルトコンベヤーに搬入していた作業員が、ベルトコンベヤーに引っかかったごみを除去しようとしたところ転倒し、ベルトコンベヤーに引っ張られ、破碎機に巻き込まれて死亡した。

【推定要因】

機械設備・有害物質の種類（起因物）	動力運搬機
災害の種類（事故の型）	はさまれ・巻き込まれ
発的要因（物）	防護・安全装置がない
発的要因（人）	省略行為
発的要因（管理）	動いている機械、装置等に接近

【同類事故防止対策】

厚生労働省「職場のあんぜんサイト」より

- ・稼働中のベルトコンベヤー上の異物などを取り除く場合、電源を切って機械を止めた上で作業を行うなどの作業手順を作成すること。
- ・ベルトコンベヤーの柵囲を十分にすること。
- ・ベルトコンベヤーを非常停止させるためのリモコンスイッチを携帯すること。
- ・ベルトコンベヤー作業者の保安教育を徹底すること。
- ・回転部に巻き込まれるおそれが想定される箇所には、覆い、囲い、あるいは巻き込み防止ブロック等を設けること。
- ・設計時、設備導入時等に、導入設備における作業（非定常作業を含む）に係るリスクアセスメントを実施し、潜在的危険有害性を把握し、その除去低減対策を講じること。
- ・作業を監視人する専任者を配置すること。